

山形空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事板垣清一郎（以下「甲」という。）と東根市長留場俊光（以下「乙」という。）は、山形空港（以下「空港」という。）及びその周辺（山形空港用地に隣接する地域をいう。以下同じ。）における消火救難活動について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機もしくはその他の火災、又はそれ等の発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、災害の防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請）

第2条 甲は、空港及びその周辺において緊急事態が発生したと認めたときは山形空港管理事務所長（以下「所長」という。）を通じて乙に対して、その消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）の出動を要請するものとする。

（出動）

第3条 乙は前条による出動要請がなされたとき、又は要請がなされなくとも出動する必要があると認めたときは、すみやかに消防隊等を緊急事態の発生場所に出動させるものとする。

（消火救難活動の指揮）

第4条 空港及びその周辺における緊急事態の消火救難活動の指揮は、乙の消防隊等の長がこれにあたる。ただし空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、空港所長がその指揮にあたるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議して、緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、空港及びその周辺における消火救難活動に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（効力の発生及び旧協定の廃止）

第7条 この協定は昭和55年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している「山形空港における消火救難活動に関する協定書（昭和46年4月1日）」による協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和55年4月1日

甲 山形県知事 板垣清一郎 印

乙 東根市長 留場俊光 印

庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と鶴岡市長富塚陽一（以下「乙」という。）は、庄内空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたるものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び緊急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第4条 空港における緊急事態の消火救難活動については、空港所在地を管轄する消防機関がその指揮にあたる。ただし、乙の消防隊等が現場に到着するまでの間、庄内空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（費用の分担）

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に関する協力）

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

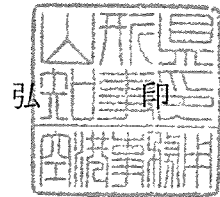
(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

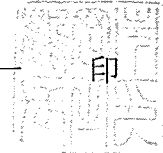
本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年4月1日

甲 山形県知事 齋藤 弘



乙 鶴岡市長 富塚 陽一



庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と酒田市長阿部寿一 及び酒田地区消防組合管理者酒田市長阿部寿一（以下「乙」という。）は、庄内空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第4条 空港における緊急事態の消火救難活動については、空港所在地を管轄する消防機関がその指揮にあたる。ただし、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、庄内空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（費用の負担）

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的を実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

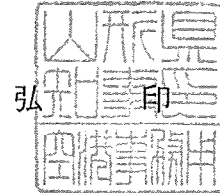
本協定を証するため本協定書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

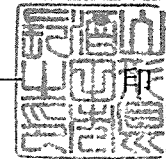
「庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」(平成3年6月24日締結)は、廃止する。

平成19年4月1日

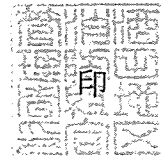
甲 山形県知事 齋藤 弘



乙 酒田市長 阿部 寿一



酒田地区消防組合
管理者 酒田市長 阿部寿一



庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と 三川町長阿部誠（以下「乙」という。）は、庄内空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び緊急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第4条 空港における緊急事態の消火救難活動については、空港所在地を管轄する消防機関がその指揮にあたる。ただし、乙の消防隊等が現場に到着するまでの間、庄内空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（費用の分担）

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に関する協力）

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

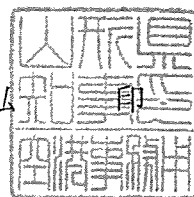
(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年 4月 1日

甲 山形県知事 齋藤 弘



乙 三川町長 阿部 誠



山形空港医療救護活動に関する協定書

※

山形県山形空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人北村山地区医師会（以下「乙」という。）は、山形空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月22日

甲 山形県山形空港事務所
所長 小野清治
※
乙 社団法人 北村山地区医師会
会長 菅 繁 三

乙として、下記法人とも同一内容の協定を締結しております。

○社団法人 天童市・東村山郡医師会
会長 木村 正

○社団法人 寒河江市・西村山郡医師会
会長 小関 功彦

山形空港医療救護活動に関する協定書細目

山形空港医療救護活動に関する協定書（平成7年6月22日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機をようする事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（様式第1号）及び医療救護活動失し報告書（様式第2号）並びに医療品等使用報告書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（様式第4号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべきものに対して請求書（様式5号）を提出するものとする。

（費用負担の内訳）

第4条 乙は、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

（1）医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

（2）医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（有効期間）

第5条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月22日

甲 山形県山形空港事務所 所長 小野 清治

※

乙 社団法人 北村山地区医師会 会長 菅 繁三

※乙として、下記法人とも同一内容の協定細目書を締結しております。

社団法人 天童市・東村山郡医師会 会長 木村 正

社団法人 寒河江市・西村山郡医師会 会長 小関 功彦

庄内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人 酒田地区医師会（以下「乙」という。）は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要 請）

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

(3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定

(4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第 2 項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第 7 条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成6年6月1日

甲 山形県庄内空港事務所
所長

池田武良



乙 社団法人 酒田地区医師会
会長 松浦昭



庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書（平成6年6月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

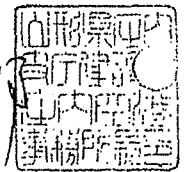
甲 山形県庄内空港事務所

所 長

池田 武 郎

乙 社団法人 酒田地区医師会

会 長 松 浦 昭 一



庄内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人 鶴岡地区医師会（以下「乙」という。）は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要 請）

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要性が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

(3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定

(4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第 2 項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第 7 条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

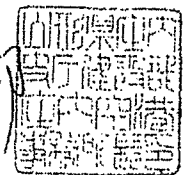
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成6年6月1日

甲 山形県庄内空港事務所

所長

池田武良



乙 社団法人 鶴岡地区医師会

会長

佐藤克巳



庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書（平成6年6月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

甲 山形県庄内空港事務所

所 長

池 田 武 郎

乙 社団法人 鶴岡地区医師会

会 長

佐 藤 克 巳

山形空港における緊急時の航空機搭乗客等の搬送に関する協定書

山形県山形空港事務所長 清野一晴（以下「甲」という。）と山交ハイヤー株式会社代表取締役社長 伊藤博夫（以下「乙」という。）は、山形空港（以下「空港」という。）及びその周辺における航空機事故等の緊急事態に対応するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機事故等が発生した事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに、乙の提供する車両（以下「シャトルバス」という。）を利用して航空機の搭乗客及び搭乗員（以下「搭乗客等」という。）を安全な場所まで救難搬送活動することにより、被害の拡大防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（緊急事態）

第2条 「緊急事態」とは、航空機事故のほか、オーバーラン、イレギュラー運航、不法奪取事案等の航空機の異常状態をいう。

（出動要請及び出動に係る経費）

第3条 甲は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めるときは、乙に対して無償でシャトルバスの出動を要請することができるものとする。ただし、長期的緊急事態又は大規模災害時におけるシャトルバスの長期救難搬送活動に係る経費については、別途協議するものとする。

（出動及び搭乗客等の搬送）

第4条 乙は、前条による出動要請がなされたときは、すみやかにシャトルバスを緊急事態発生場所に出動させ、航空機の搭乗客等を安全な場所まで搬送するものとする。ただし、シャトルバスが遠方にあつて直ちに出勤できない場合は、この限りではない。

（救難搬送活動の指揮）

第5条 緊急事態が発生した場合の搭乗客等の救難搬送活動の指揮は、甲がこれにあたる。ただし、航空機事故が発生した場合の「現地合同本部」又は航空機不法奪取事案が発生した場合の「合同対策本部」が設置された場合は、その本部長が指揮にあたるものとする。

（制限区域への立入り）

第6条 甲が、緊急事態時に搭乗客等を搬送することを目的として制限区域内にシャトルバスを立入らせる場合の手続き等は、次のとおりとする。

- (1) シャトルバスが制限区域内へ立入る場合は、甲から乙に事前に要請を行い、所定の手続きにより制限区域への立入り及び車両の運転を許可するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りではない。

(2) 前項ただし書きの場合にあつては、特段の手続きを要することなく立入りできるものとするが、この場合は甲の車両による先導を要するものとする。

(救難搬送活動に係る命令系統)

第7条 甲又は合同対策本部長は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めるときは、乙に対し報告するとともに、乙はシャトルバスの運転手に指示を出すものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意見等がないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

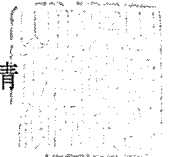
(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

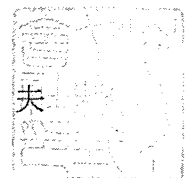
2 この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 28 年 2 月 9 日

甲 山形県東根市大字羽入字柏原新林3008
山形県山形空港事務所長 清野 一 晴



乙 山形県山形市桜町二丁目6番1号
山交ハイヤー株式会社
代表取締役社長 伊藤 博 夫



山形空港における緊急時の航空機搭乗客等の搬送に関する協定書

山形県山形空港事務所長 清野一晴（以下「甲」という。）と有限会社はながさバス代表取締役 星川 篤（以下「乙」という。）は、山形空港（以下「空港」という。）及びその周辺における航空機事故等の緊急事態に対応するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機事故等が発生した事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに、乙の提供する車両（以下「路線バス」という。）を利用して航空機の搭乗客及び搭乗員（以下「搭乗客等」という。）を安全な場所まで救難搬送活動することにより、被害の拡大防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（緊急事態）

第2条 「緊急事態」とは、航空機事故のほか、オーバーラン、イレギュラー運航、不法奪取事案等の航空機の異常状態をいう。

（出動要請及び出動に係る経費）

第3条 甲は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めたときは、乙に対して無償で路線バスの出動を要請することができるものとする。ただし、長期的緊急事態又は大規模災害時における路線バスの長期救難搬送活動に係る経費については、別途協議するものとする。

（出動及び搭乗客等の搬送）

第4条 乙は、前条による出動要請がなされたときは、すみやかに路線バスを緊急事態発生場所に出動させ、航空機の搭乗客等を安全な場所まで搬送するものとする。ただし、路線バスが遠方にあつて直ちに出動できない場合は、この限りではない。

（救難搬送活動の指揮）

第5条 緊急事態が発生した場合の搭乗客等の救難搬送活動の指揮は、甲がこれにあたる。ただし、航空機事故が発生した場合の「現地合同本部」又は航空機不法奪取事案が発生した場合の「合同対策本部」が設置された場合は、その本部長が指揮にあたるものとする。

（制限区域への立入り）

第6条 甲が、緊急事態時に搭乗客等を搬送することを目的として制限区域内に路線バスを立入らせる場合の手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 路線バスが制限区域内へ立入る場合は、甲から乙に事前に要請を行い、所定の手続きにより制限区域への立入り及び車両の運転を許可するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りではない。

(2) 前項ただし書きの場合にあつては、特段の手続きを要することなく立入りできるものとするが、この場合は甲の車両による先導を要するものとする。

(救難搬送活動に係る命令系統)

第7条 甲又は合同対策本部長は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めるときは、乙に対し報告するとともに、乙は路線バスの運転手に指示を出すものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意見等がないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

(その他)

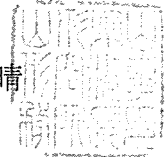
第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 28 年 2 月 / 日

甲 山形県東根市大字羽入字柏原新林3008

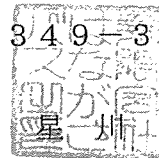
山形県山形空港事務所長 清野 一 晴



乙 山形県尾花沢市大字尾花沢1349-3

有限会社 はながさバス

代表取締役



米沢ヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事吉村美栄子（以下「甲」という。）と、置賜広域行政事務組合理事長米沢市長中川勝（以下「乙」という。）は、米沢ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、ヘリポート及びその周辺における航空機に関する火災若しくはヘリポートにおけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 ヘリポートにおける緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は甲からの要請又は、通報等で出動するものとする。

2 ヘリポート周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙がすみやかにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 ヘリポートに緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、ヘリポート周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話等により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 関係機関からの出動隊等の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場到着の旨を、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第4条 ヘリポートにおける緊急事態の消火救難活動については、ヘリポート所在地を管轄する消防機関がその指揮にあたる。ただし、消防機関が現場に到着するまでの間、米沢ヘリポート管理事務所長がその指揮にあたるものとする。

（費用の負担）

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡の保存に努め、その他火災事故等の調査に必要な資料等の提供について協力するものとする。

(報告)

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に報告するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、ヘリポートに発着する航空機、ヘリポートにおける諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

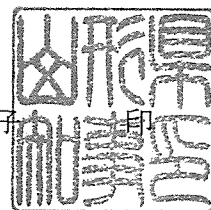
本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

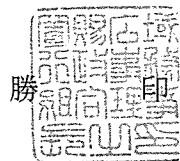
「米沢ヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」(平成4年4月1日締結)は、廃止する。

平成30年1月4日

甲 山形県知事 吉村美栄子



乙 置賜広域行政事務組合
理事長 米沢市長 中川勝



港湾関係での災害発生時における
応急対策業務に関する
包括的協定書

港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省東北地方整備局副局長（以下「甲」という。）並びに青森県知事（重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者）、岩手県知事（重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者）、宮城県知事（国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者）、秋田県知事（重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者）、山形県知事（重要港湾 酒田港港湾管理者）、福島県知事（重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者）（以下「乙」という。）と民間協力者（一般社団法人海洋調査協会会長、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長、一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部長、一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、全国浚渫業協会日本海支部長、全国浚渫業協会東日本支部長、東北港湾空港建設協会連合会会長）（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東北地方整備局管内において災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧により港湾機能の早期回復に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震・津波・高潮その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる広域かつ重大な災害をいう。
- (3) 「港湾施設」とは、国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。
- (4) 「応急対策業務」とは、港湾施設の被災状況の把握、障害物の撤去、応急復旧、その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (5) 「事務所長」とは、東北地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、港湾施設等の管理を所掌する乙の地方機関の長をいう。
- (7) 「人員及び資機材等情報」とは、配置可能な人員及び使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）活動」とは、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置に関する訓令」に基づき、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体等に対する国の技術的な支援活動等をいう。

（応急対策業務の範囲）

第3条 応急対策業務の範囲は、第2条に規定する港湾施設における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

(応急対策業務の内容等)

- 第4条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとし、丙の会員は出動要請の諾否について回答する。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は、求めに応じて速やかに人員及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。
- ただし、東北地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、自発的に人員及び資機材等情報の収集を開始するものとする。
- 3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った場合、その状況を甲乙相互及び事務所長、地方機関の長相互に情報共有するものとする。
- 4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があり承諾した場合、出動要請者の指示により応急対策業務を実施するものとする。
- 5 丙の会員は、東北地方整備局がTEC-FORCE活動を開始し、甲若しくは事務所長から出動要請があった場合、同活動を迅速かつ円滑に実施するため、TEC-FORCEとともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。
- 6 丙は、本協定に基づく甲の出動要請があり承諾した場合、必要に応じて東北地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
- 7 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 8 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員が有する人員及び資機材等情報について、毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 9 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は、丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除くものとする。

(契約の締結)

- 第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請し承諾を得たときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間で連絡体制を定め、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時の場合)

第6条 甲は、大規模災害が発生した場合は、第4条にかかわらず、乙若しくは地方機関の長が行う丙の会員への出動要請に対して、秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第7条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に係る手順等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第8条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同様の目的の個別の協定締結を妨げないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第6条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日の期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第10条 丙の会員は、第4条に基づく応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により契約相手である甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担については、甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して、その復旧又は賠償に要する費用について決定するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書15通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年 2月29日

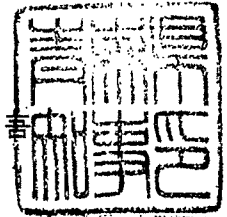
甲 国土交通省東北地方整備局副局長

小谷野 喜



乙1 青森県知事（重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者）

三村 申



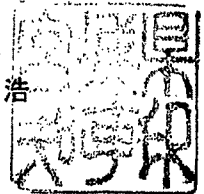
乙2 岩手県知事（重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者）

達 増 拓 也



乙3 宮城県知事（国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者）

村 井 嘉 浩



乙4 秋田県知事（重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者）

佐 竹 敬



乙5 山形県知事（重要港湾 酒田港港湾管理者）

吉 村 美 栄 子



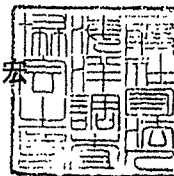
乙6 福島県知事（重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者）

内 堀 雅 雄



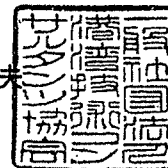
丙1 一般社団法人海洋調査協会会長

川 嶋 康 宏



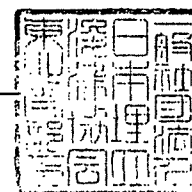
丙2 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長

大 村 哲 夫



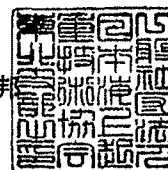
丙3 一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部長

柳 田 良 一



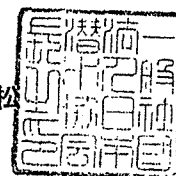
丙4 一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長

細 川 英 邦



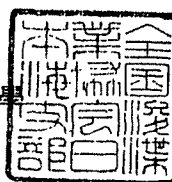
丙5 一般社団法人日本潜水協会会長

鉄 芳 松



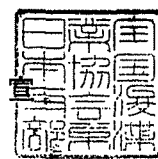
丙6 全国浚渫業協会日本海支部長

田 代 幸 一



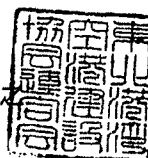
丙7 全国浚渫業協会東日本支部長

大 滝 雅 宣



丙8 東北港湾空港建設協会連合会会長

馬 場 隆 夫



山形空港における消火救難業務に関する協定書

山形県山形空港事務所（以下「甲」という。）と株式会社セノン東北支社（以下「乙」という。）は、山形空港における消火救難業務に関し次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、山形空港緊急計画（平成14年4月1日施行、令和2年4月1日一部改正）、山形空港緊急計画実施細則（平成14年10月1日施行、平成27年10月1日一部改正）及び山形空港消火救難隊設置要領（平成14年4月1日適用、令和4年6月6日一部改正、以下「設置要領」という。）に基づき、山形空港内及びその周辺において航空機事故、又は山形空港内において建物火災等の緊急出動事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合、空港内に組織される山形空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（隊員の任命）

第2条 乙は、設置要領に基づき、乙に所属の山形空港に勤務する全職員を消火救難隊の隊員（以下「隊員」という。）として任命する。

（隊員の出動）

第3条 緊急事態が発生した場合、甲は設置要領に基づき、乙に対し緊急事態を通告し、隊員の出動を指示する。

2 前項の通告を受けた乙は、速やかに隊員を出動させる。出動する隊員の担当班、業務及び人数は設置要領のとおりとする。

（訓 練）

第4条 緊急事態への対応の実効性を確保するため、甲が定期的に実施する訓練に対し、乙は所属する隊員を参加させるものとする。

（災害補償）

第5条 隊員が、この協定に基づく緊急事態又は訓練のため出動し、当該業務中に受けた災害については、業務上の災害補償として乙において措置するものとする。

(撤退による協定の失効)

第6条 乙が、山形空港から撤退したときは、その日をもって本協定は失効する。

(疑義)

第7条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めていない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙いずれからでも何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

附 則

- 1 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。
- 2 この協定は、令和4年12月13日から適用する。

令和4年12月13日

甲 山形県山形空港事務所長 菅原和彦

乙 株式会社セノン東北支社長 菅原利明